

### 困り事・相談

#### ひきこもり相談

毎月第2火曜日の開催です。  
▼日時/12月14日(火)・14時～16時  
▼会場/エニワン▼共催/あきた若者サポートステーション  
▼問い合わせ先 杉沢 ☎0187・66・1106

### 募集

#### パブリックコメントの実施

第2次にかほ市総合発展計画の策定にあたり、素案に対する市民の皆さんからの意見を募集します。

▼計画の名称/「第2次にかほ市総合発展計画(後期基本計画)」  
▼関係資料の公表場所/総合政策課、金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班、市HP  
▼意見の提出期限/12月28日(火)必着  
▼意見の提出方法/所定の様式により、住所、氏名を明記のうえ、持参、郵便、ファクス、電子メールのいずれかにより下記まで提出  
▼提出された意見の公表/▼提出いただいた意見については、市の考え方を付して内容を公表▼類似の

意見が複数ある場合はまとめて公表▼素案に対する賛成、反対のみの意見については、公表するがあらためて市の考え方は示さない  
▼にかほ市企画調整部総合政策課企画調整班/〒018・0192にかほ市象潟町字浜ノ田1/☎43・7509/FAX62・9013  
✉kikaku@city.nikaho.lg.jp

#### 米価下落により 影響を受けた皆さんへ

#### 農林漁業セーフティネット 資金が活用できます

▼貸付対象者/認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、主業農業者  
▼貸付条件/①資金使途:長期運転資金②貸付限度額:600万円または1,200万円(簿記帳している方については、必要に応じて上限額の特認あり)  
③貸付金利:0.16%～0.20%または無利子(融資から5年間、金利は令和3年9月21日時点)④償還期限:10年以内または15年以内(うち据置期間3年以内)  
※新型コロナウイルス感染症関連の特例措置です。  
▼取扱融資機関/㈱日本政策金融公庫  
▼留意事項/▼審査

▼毎年同じ結果だから:その結果が必ずしも前回と同じ場所にある同じものとは限りません。新たなものである可能性もあります。  
※「要精密検査」の結果が届いた方は、できるだけ早く精密検査を受けてください。  
☎健康推進課 ☎32・3000

#### 口座振替納付済通知書は 希望者へ発行しています

口座振替で納付された市税等の通知「口座振替納付済通知書」は希望者のみへ発送しています。送付を希望される方は、早めの連絡をお願いします。昨年度申し込まれた方も再度申し込みが必要です。通知内容は、令和3年中(1月1日～12月31日)に口座振替された結果です。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を口座振替している方で、税務署で確定申告する際に必要となる場合があります。

▼受付期限/3月15日(火)▼受付方法/窓口または電話(窓口で申し込みの場合も郵便で発送)  
▼通知書の発送時期/▼12月28日(火)までの受付:1月12日(水)発送予定▼1月4日(火)以降の受付:1月13日(水)以降順次発送

の結果により、希望に添えない場合あり▼これ以外での資金の利用には要件等あり  
☎(株)日本政策金融公庫秋田支店農林水産事業 ☎018・833・8247/最寄りの農業協同組合窓口

### 生活・環境

#### サーフティロードにかほ

◆年末の交通安全運動  
▼期間/12月11日(出)～20日(月)  
▼冬道の安全運転の励行  
▼飲酒運転やあおり運転等の危険運転の防止  
▼全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

#### 飲酒運転追放県民運動強調

▼期間/12月1日(水)～31日(金)  
年末は忘年会などで飲酒の機会が増える時期です。飲酒運転や酒気帯び運転は、正常な判断や運転操作が出来ないため大変危険です。前日の飲酒量により、翌朝にアルコールが残っている場合もあります。「飲んだら乗るな!乗るなら飲むな!」を徹底し、家庭・職場・地域ぐるみで飲酒運転を撲滅しましょう!  
☎生活環境課 ☎32・3033

☎国税務課 ☎43・7505/金浦市民サービスセンター ☎38・4300/市民課市民サービス班 ☎32・3030

政治家(現職、候補者、立候補予定者)が、選挙区内の人や団体に對して寄附をすることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政

### 公共機関から

#### がん検診の精密検査は お済みですか?

#### 「精密検査受診」までが「がん検診」です

市では、春から秋にかけて各種がん検診を実施してきました。毎年、「要精密検査」の判定が出ていてもそのまま放置し、受診しない方がいます。今回の通知は精密検査が必要という意味で、「がんの疑いを含め異常(病气)がありそう」と判断されたということですので。その原因について、より詳しい検査を行い本当に異常があるかどうか、あるとしたらどのような異常なのかを調べる必要があります。がんでない方でも精密検査が必要と判断される場合が少なからずありますが、要精密検査とされた方は一般の方よりもがんが発見される確立が高くなります。

せっかくがん検診を受けても精密検査を受けないまま放置しておいては、「早期発見・早期治療につなげる」という検診の意味がありません。  
▼症状がないから:早期がんの大部分は症状がありません。

政治家が役員・構成員である会社や団体が、選挙区内にある者に対して政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されていて、選挙に関して寄附をすると処罰されます。(政党に対するものは除かれます)

◆政治家に対する寄附の禁止  
政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんを問わず禁止されています。次を除き罰則の対象となります。  
①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀  
②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典  
※①②いずれの場合であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の程度を超えている場合は処罰されます。  
※政党その他政治団体、親族に対するものおよび政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償(食事や食料の提供は禁止)は除かれます。  
◆政治家に対する寄附の勧誘要求の禁止  
政治家に対し寄附をしように勧誘や要求をすることも禁止されていて、政治家を威迫あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で

#### 後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず処罰されます。

#### 時候のあいさつ状の禁止

政治家は選挙区内にある者に対し、答礼(相手方への返事)のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞いなど時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。  
☎にかほ市選挙管理委員会 ☎43・7506